

令和4年2月10日

中学校の保護者の皆様へ

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐

生徒が新型コロナウイルスに感染した場合の学級閉鎖等について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より新型コロナウイルス感染症対策に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

文部科学省から、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の学級閉鎖等の期間について、従来の「5～7日程度」から「5日程度」に短縮する方針が示されました。

これを受けて、教育委員会では、小田原保健福祉事務所及び小田原市学校保健会と調整し、感染が確認された生徒が感染可能期間に登校していた場合、当面の間、当該生徒が在籍するクラスは、土日を含む5日間（従来は7日間）を学級閉鎖（単級の学年は学年閉鎖）とすることとしました。この対応は2月11日（金）からとし、既に決定している学級閉鎖等期間の短縮は行いません。

なお、期間以外の基準の変更についても報道されておりますが、地域での感染が拡大していることから、小田原保健福祉事務所及び小田原市学校保健会と調整し、当面の間、本市においては期間の短縮以外の基準の変更は行いません。

皆様の御理解と御協力をお願いします。

1 学校の授業中に感染が判明したときの対応について

生徒を安全に下校させることが可能な場合は、該当クラスの生徒を速やかに下校させます。安全に下校させることが困難な場合は、授業を行い通常の時間に下校となりますが、感染対策を徹底し、感染リスクの高い活動を行いません。

2 学年閉鎖について

同学年で2学級以上の学級を閉鎖することになった場合は、学級閉鎖の最終日まで学年閉鎖となります。

3 学校全体の臨時休業（学校閉鎖）について

2学年以上の学年を閉鎖することになった場合は、学年閉鎖の最終日まで学校全体が臨時休業となります。

事務担当
学校安全課 33-1691